

平成26年矢巾町議会定例会10月会議目次

議案目次	1
第 1 号 (10月27日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条により出席した説明員	4
○職務のために出席した職員	4
○開 議	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会議期間の決定	5
○議会改革特別委員会中間報告	5
(議会改革特別委員長報告)	
○議案第65号 矢巾町国民保養センター設置条例の一部を改正する条例について	6
○議案第66号 和解について	8
○議案第67号 矢巾町国民保養センター災害復旧工事請負契約の変更について	10
○発議案第13号 矢巾町議会の議決すべき事件を定める条例の制定について	11
○閉 議	12
○署 名	13

議 案 目 次

平成 2 6 年 矢 巾 町 議 会 定 例 会 1 0 月 会 議

1. 議 会 改 革 特 別 委 員 会 中 間 報 告 に つ い て
 (議 会 改 革 特 別 委 員 長 報 告)
2. 議 案 第 6 5 号 矢 巾 町 国 民 保 養 セ ン タ ー 設 置 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
3. 議 案 第 6 6 号 和 解 に つ い て
4. 議 案 第 6 7 号 矢 巾 町 国 民 保 養 セ ン タ ー 災 害 復 旧 工 事 請 負 契 約 の 変 更 に つ い て
5. 発 議 案 第 1 3 号 矢 巾 町 議 会 の 議 決 す べ き 事 件 を 定 め る 条 例 の 制 定 に つ い て

平成26年矢巾町議会定例会10月会議議事日程（第1号）

平成26年10月27日（月）午前11時開議

議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会議期間の決定
- 第 3 議会改革特別委員会中間報告について
(議会改革特別委員長報告)
- 第 4 議案第65号 矢巾町国民保養センター設置条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議案第66号 和解について
- 第 6 議案第67号 矢巾町国民保養センター災害復旧工事請負契約の変更について
- 第 7 発議案第13号 矢巾町議会の議決すべき事件を定める条例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1番	齊藤正範	議員	2番	藤原由巳	議員
3番	村松信一	議員	5番	川村農夫	議員
6番	小川文子	議員	7番	谷上哲	議員
8番	廣田光男	議員	9番	秋篠忠夫	議員
10番	芦生健勝	議員	11番	昆秀一	議員
12番	村松輝夫	議員	13番	藤原梅昭	議員
14番	川村よし子	議員	15番	米倉清志	議員
16番	高橋七郎	議員	17番	長谷川和男	議員
18番	藤原義一	議員			

欠席議員（1名）

4番 山崎道夫 議員

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	川村光朗君	副町長	女鹿春夫君
総務課長	星川範男君	企画財政課長	秋篠孝一君
生きがい推進課長	川村勝弘君	道路都市課長	藤原由徳君

職務のために出席した職員

議会事務局長	菊池清美君	係長	吉田徹君
主事	根澤のぞみ君		

午前 11 時 00 分 開議

○議長（藤原義一議員） ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

なお、4番、山崎道夫議員は都合により欠席する旨の通告がありました。

ただいまから平成26年矢巾町議会定例会10月会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（藤原義一議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤原義一議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により

17番 長谷川 和 男 議員

1番 齊 藤 正 範 議員

2番 藤 原 由 巳 議員

の3名を指名します。

日程第2 会議期間の決定

○議長（藤原義一議員） 日程第2、会議期間の決定を議題とします。

お諮りします。本日再開の10月会議の会議期間は、10月17日開催の議会運営委員会で決定されたとおり、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） ご異議なしと認めます。

よって、10月会議の期間は、本日1日と決定しました。

日程第3 議会改革特別委員会中間報告

（議会改革特別委員長報告）

○議長（藤原義一議員） 日程第3、議会改革特別委員会中間報告についてを議題とします。
議会改革特別委員長から議会改革に関する中間報告をしたいとの申し出があります。
お諮りします。議会改革特別委員会中間報告を求めることについてご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） ご異議なしと認めます。

よって、議会改革特別委員会中間報告をすることに決定しました。

議会改革特別委員長の中間報告を求めます。

廣田光男議会改革特別委員長。

（議会改革特別委員長 廣田光男議員 登壇）

○議会改革特別委員長（廣田光男議員） それでは、議会改革特別委員会の中間報告を行います。

平成24年12月14日に設置しました議会改革特別委員会の調査について、会議規則第47条の規定により次のとおり報告をいたします。

記。1、調査経過。平成26年3月20日の中間報告以降、これまで特別委員会8回、幹事会8回を開催し、議会改革について調査をまいりました。調査経過は次のとおりであります。お目通しを願いたいと思います。

特に報告すべき事項として、第8回特別委員会において、地方自治法第96条第2項について議決案件の条例案について協議をまいりました。

それでは、中間意見を申し上げます。

平成26年度に入り、地方自治法第96条第2項の規定に基づき議会の議決事件とすべき事件について、町の総合計画の基本構想の策定、変更、または廃止すること及び町の総合計画の基本計画の策定、変更、または廃止することを検討し、当局の代表者と議会改革特別委員会の代表者において小委員会を開催し、おおむね合意に至ったことから、本会議に議員提案として発議したいと思います。

議会の可視化や議会基本条例の制定などについては、今後議会改革特別委員会の中で小委員会を設置するなど議論を重ねて慎重に検討していきたいと思います。

以上、中間報告といたします。

○議長（藤原義一議員） 以上をもって議会改革特別委員会中間報告を終わります。

日程第4 議案第65号 矢巾町国民保養センター設置条例の一部を改正する

条例について

- 議長（藤原義一議員） 日程第4、議案第65号 矢巾町国民保養センター設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

- 議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

- 町長（川村光朗君） 議案第65号 矢巾町国民保養センター設置条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

矢巾町国民保養センターは、昨年8月9日の大雨洪水により甚大な被害を受けたことから、現在管理棟の建てかえ工事を実施し、12月1日の再開に向け準備を進めております。この建てかえに伴い、管理棟内の設備等に変更が生じることから、矢巾町国民保養センター設置条例の一部改正を行うものであります。

その改正の内容についてですが、以前の管理棟内には大広間が設けられておりましたが、建てかえ後は大広間を設けないことから、使用料の一部を変更するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

- 議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

- 議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第65号 矢巾町国民保養センター設置条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第65号 矢巾町国民保養センター設置条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第66号 和解について

○議長（藤原義一議員） 日程第5、議案第66号 和解についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 議案第66号 和解について提案理由の説明を申し上げます。

今回発生した事案は、矢幅駅東西自由通路東口多機能トイレ室内の多機能便器が壊されたもので、ことしの6月8日、午前7時40分に発見し、直ちに矢巾交番に通報、被害届を提出したものです。警察の捜査により、加害者は町内大字又兵エ新田在住の17歳の少年であることがわかりました。その後、少年の親権者から連絡があり、事件を起こした日時等その内容を聴取した際に、町に対する謝罪と損害額の弁償の申し出があったものです。

和解の内容につきましては、民法第709条の不法行為による損害賠償に該当することから、町の顧問弁護士とも協議し、町に対する謝罪と壊された多機能便器修繕代12万960円を支払うことを条件にするものであります。

なお、和解の相手方は、加害者である少年の親権者となります。また、顧問弁護士の見解、少年法や子どもの権利条約等の未成年者保護の考え方に鑑み、議案に氏名等の記載を控えさせていただきましたことをご了承願います。

少年と親権者は、今月19日に来庁し、謝罪しておりますが、町といたしましては加害者である少年の更生を願いつつ、罪の重さを再認識し、今後の社会を支える一員としての責任と自覚を促すため、警察への被害届の取り下げは行っていないところであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

11番、昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） この被害以外に、ほかにも扉を壊されたとかそういう被害もあったと聞いております。その辺の調査等はどうかしているのか。

あと今後の防止策としては、カメラは設置してあったのか、そういうふうな防止策についてお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 藤原道路都市課長。

○道路都市課長（藤原由徳君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、本年の1月にですけれども、多機能トイレのドアが破損されました。これについては、警察のほうにも被害届を出しておりますが、こちらのほうにつきましてはまだ犯人等がわかっていないという状況になっております。

あと防犯カメラ等につきましては、自由通路から外に出る分については防犯カメラございますが、トイレのほうまでの防犯カメラというものは設置しておらないところでございますが、一応今後協議しながら、そこらの件については検討していくということでただいま検討している途中でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

6番、小川文子議員。

○6番（小川文子議員） 少年の動機について伺っていたら、それについてお答えを願います。

また、今回17歳の少年ということでございましたが、これが成人と少年との賠償金額の差は町としては設けているのかどうか。これは、金額そのものなのか、あるいはその金額の一部なのかについてもお伺いをいたします。

○議長（藤原義一議員） 藤原道路都市課長。

○道路都市課長（藤原由徳君） ただいまの質問にお答えいたします。

動機等につきましては、警察のほうで刑事事件として扱っておりますので、こちらのほうではそこはお聞きしていないところでございます。

また、金額、被害額につきましては、これは単純に修理費等でやっておるものでございます。それに付加とか、そういうものはしておりません。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第66号 和解についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原義一議員) 起立全員であります。

よって、議案第66号 和解については原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第67号 矢巾町国民保養センター災害復旧工事請負契約の変更について

○議長(藤原義一議員) 日程第6、議案第67号 矢巾町国民保養センター災害復旧工事請負契約の変更についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

○議長(藤原義一議員) 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長(川村光朗君) 議案第67号 矢巾町国民保養センター災害復旧工事請負契約の変更について提案理由の説明を申し上げます。

ことしの4月30日に議会の議決を賜りました矢巾町国民保養センター災害復旧工事につきましては、請負業者であるタカヨ建設株式会社により工事が順調に進んでいるところであり、本年12月1日には予定どおり営業を再開する運びとなっております。

このような状況にある中、今回の変更の主な内容といたしましては、管理棟敷地内の暗渠排水の高圧洗浄及び排水経路の変更、介護予防拠点施設高齢者活動センターの給湯ボイラー交換工事、浴室等の非常用照明バッテリー交換等であります。また、外構工事で施工を予定しておりました管理棟の駐車場エリアの舗装改良工事につきましては、アスファルトの傷みぐあい予想以上に激しく、全面改修工事の必要が生じたことから、工事費を増額するものであります。

工事費の変更については、工事請負業者との協議が調い、10月23日付で仮契約を締結し

ており、請負金額を453万9,240円増額し、本工事の総体の請負金額を1億2,009万9,240円とするものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

- 議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。討論に入ります。

（「なし」の声あり）

- 議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第67号 矢巾町国民保養センター災害復旧工事請負契約の変更に
ついてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第67号 矢巾町国民保養センター災害復旧工事請負契約の変更については
原案のとおり可決されました。

日程第7 発議案第13号 矢巾町議会の議決すべき事件を定める条例の制定
について

- 議長（藤原義一議員） 日程第7、発議案第13号 矢巾町議会の議決すべき事件を定める条
例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

- 議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

16番、高橋七郎議員。

（16番 高橋七郎議員 登壇）

- 16番（高橋七郎議員） 発議案第13号 矢巾町議会の議決すべき事件を定める条例の制定に
ついて提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第96条第1項の規定は、条例、予算など議会の議決すべき事件を規定しておりますが、同条第2項ではそのほかに条例で別に地方公共団体に関する事件を定めることができるとされております。この度、町の総合計画の基本構想及び基本計画の策定、変更、または廃止することを矢巾町議会の議決すべき事件として新たに制定し、町の総合計画に関して承認議決するものであります。その趣旨は、議会としても立案過程から積極的に参加し、わかりやすく実効性の高い計画の策定を図り、町民の視点に立った透明性の高い行政の推進に資することを目的としたためであります。

なお、この条例は平成26年12月1日から施行することとし、次期策定予定の第7次矢巾町総合計画から議決事件とするものであります。

議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。発議案第13号 矢巾町議会の議決すべき事件を定める条例の制定についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、発議案第13号 矢巾町議会の議決すべき事件を定める条例の制定については原案のとおり可決されました。

○議長（藤原義一議員） 以上をもって本日の議事日程は全部終了しました。

これをもって平成26年矢巾町議会定例会10月会議を閉じます。大変ご苦労さまでした。

午前11時26分 閉議

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員